

令和5年度 第2回沼田市地域公共交通会議（書面開催）

開催日：令和5年11月28日（火）

1 協議事項

(1) むまくる使用車両の代替について

2 報告事項

(1) 道路運送法改正に伴う沼田市地域公共交通会議設置要綱の改正について

(2) デマンドバス乗降ポイントの追加について

ぬまくる使用車両の代替について

本市が関越交通株式会社に運行を委託している「南郷線」及び「デマンドAエリア」で使用している車両2両について、老朽化が進んでいるため、今年度2月に車両の更新を行います。

1. 使用路線

- (1)「沼田駅～南郷線」 路線定期運行
 (2)「デマンドエリアA」 区域運行

※ 使用する車両は、路線定期運行と区域運行の併用となります。

2. 使用車両（2台とも同規格）

【購入車両】

車種 型式	乗車定員 (人)	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)	備考
トヨタ ハイエース 3BF-TRH228B	14 ※1 (8)	5.38	1.88	2.28	2,960	車椅子対応 (車いすスペース ・スロープ板)

※1 車椅子乗車時

【現行車両】

車種 型式	乗車定員 (人)	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	車両総重量 (kg)	備考
トヨタ ハイエース CBA-TRH229W	10	5.38	1.88	2.28	2,780	

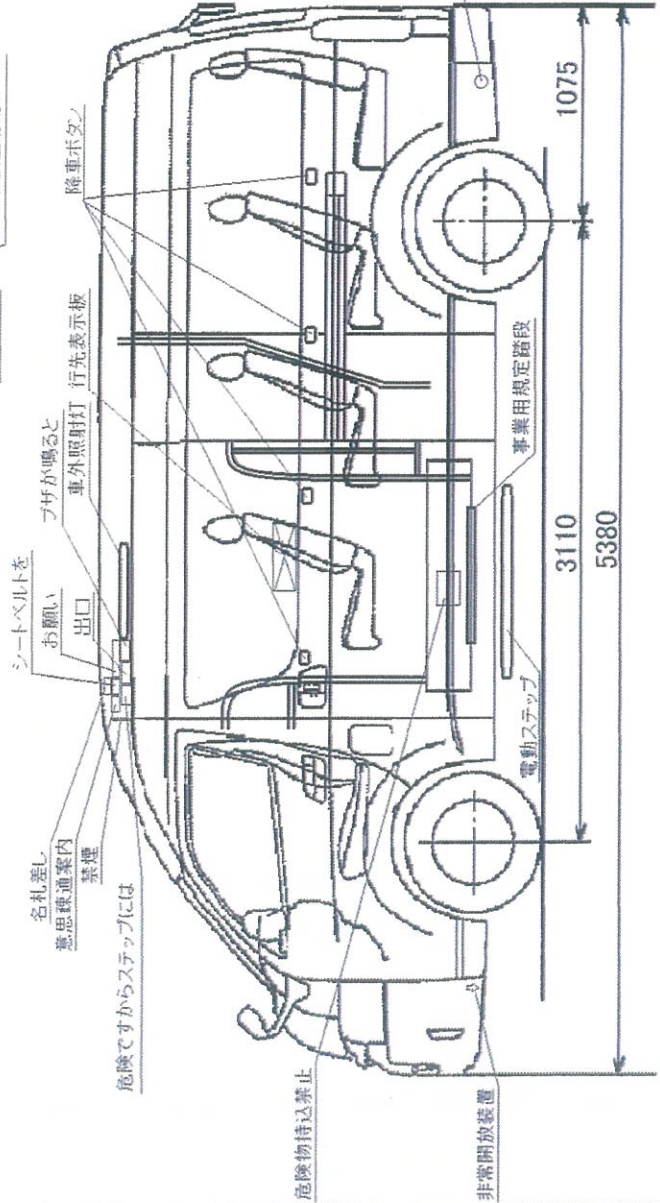
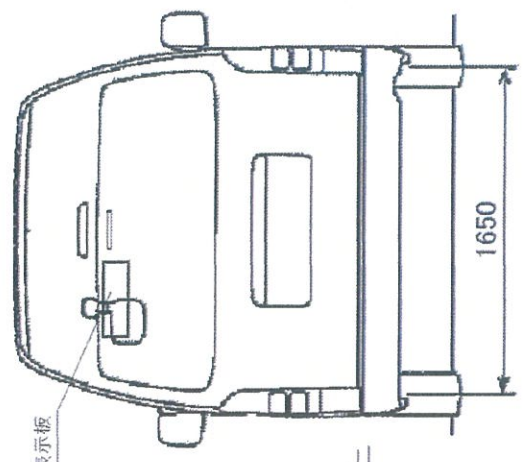
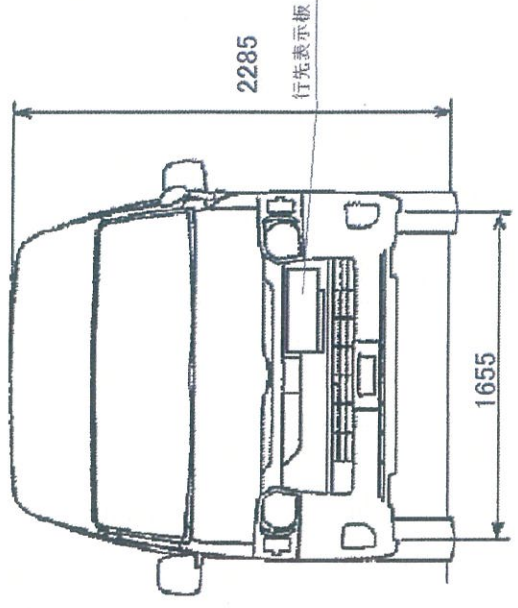
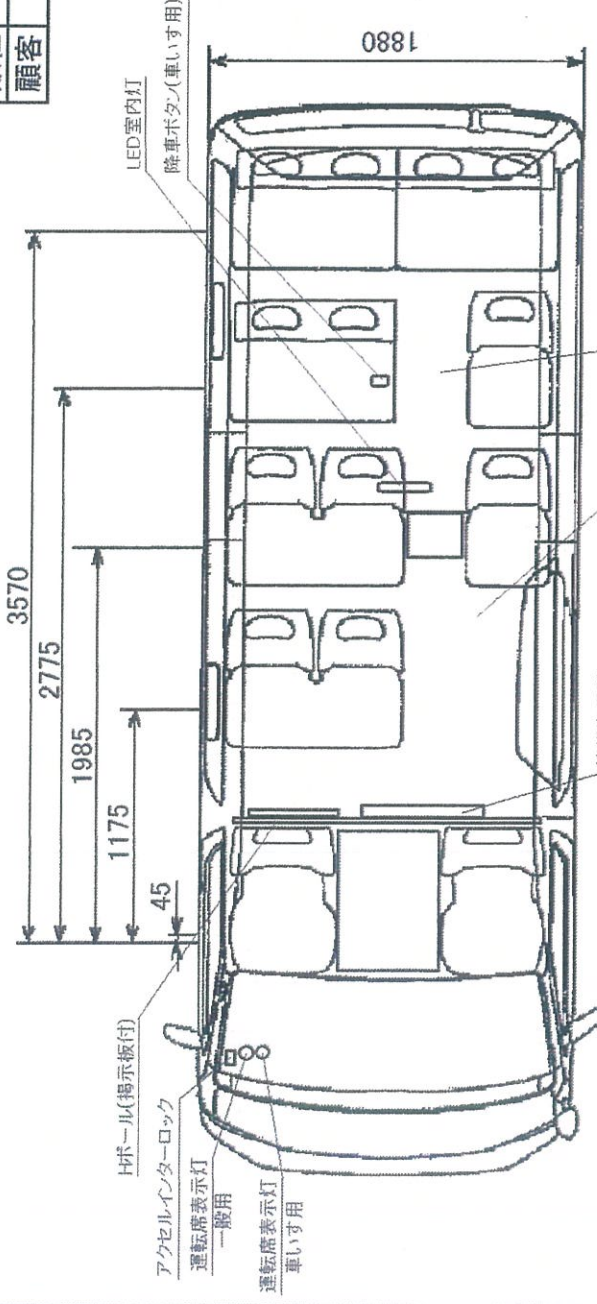
3. その他

購入車両についてはハイエースタイプであり、車両の構造上、交通バリアフリー法における移動円滑化基準を満たすことが困難な内容があることから、事前に移動円滑化基準の適用除外の認定を受けて使用します。

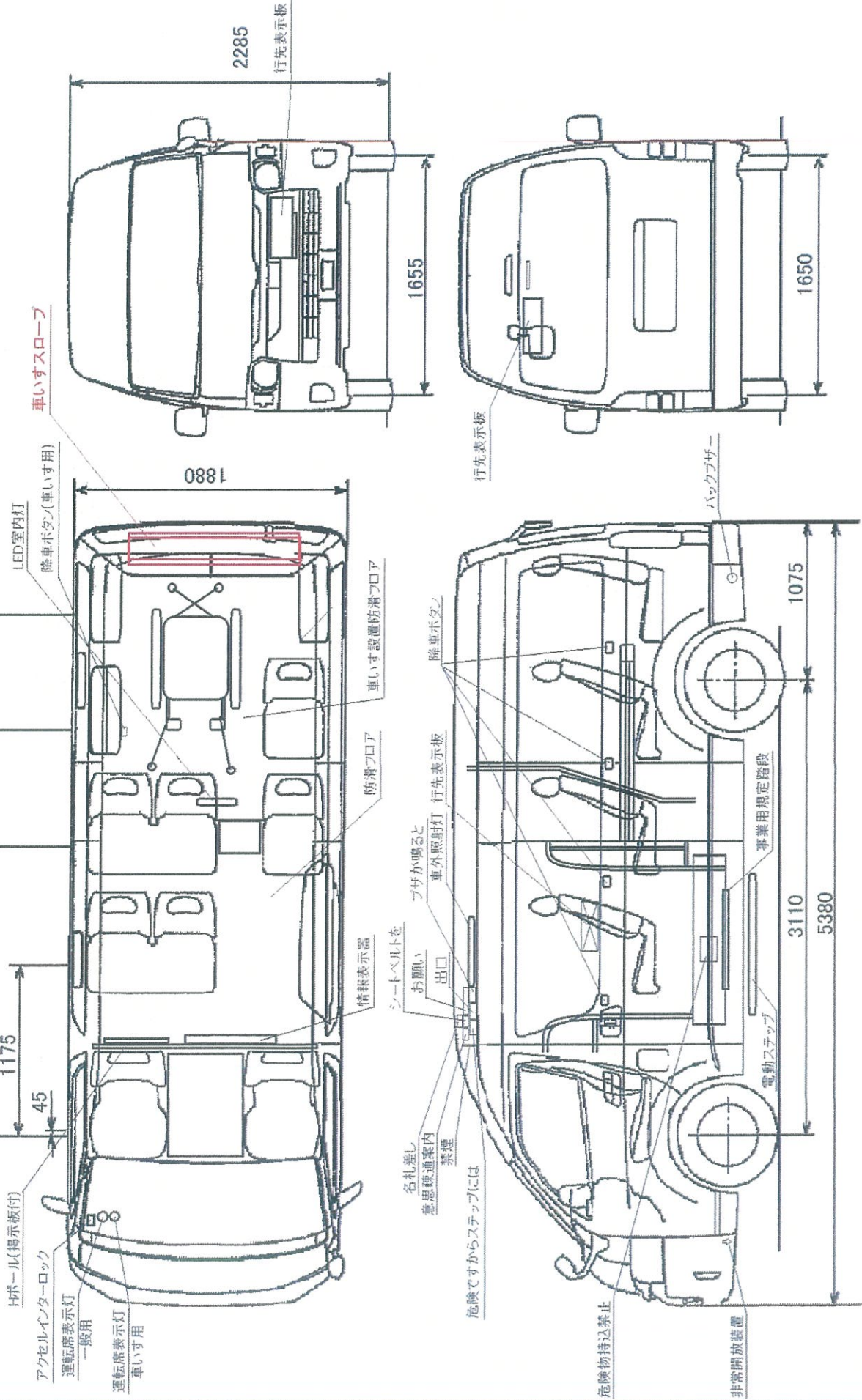
適用除外項目（予定）

- ・通路の有効幅、通路の手すり、車外用放送設備

販社	群馬トヨペット株式会社	型式	3BF-TRH228B-LETDK
顧客	関越交通株式会社	車台番号	TRH228-0012565
			TRH228-0012566



販売	群馬トヨペット株式会社	型式	3BF-TRH228B-LETDK
顧客	関越交通株式会社	車台番号	TRH228-0012565
			TRH228-0012566



沼田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、市長は、その内容を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更

3 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、法第9条第4項の規定により、第7条に定める協議会において協議を行う。

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長が指名する職員
- (3) 住民又は利用者の代表（以下「住民代表」という。）
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 一般社団法人 群馬県バス協会
- (8) 一般社団法人群馬県タクシー協会

- (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員（以下「運輸支局」という。）
- (10) 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長又はその指名する職員
- (11) 前号に掲げる者のほか、道路管理者、群馬県警察、学識経験者、その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営等）

第4条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会議は原則公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（運賃協議会）

第7条 第2条第3項に定める協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。

(1) 会長

(2) 運輸支局

(3) 住民代表のうち市長が指名する者

(庶務)

第8条 交通会議の庶務、地域公共交通に関する相談、苦情及びその他の対応は、総務部
企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

沼田市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>沼田市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第18号。<u>以下「法」という。</u>)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項等) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様<u>等</u>に関する事項 (2) (略) (3) (略) 2 略 <u>3 乗合旅客輸送の運賃・料金に関する事項は、法第9条第4項の規定により、第7条に定める協議会において協議を行う。</u></p> <p>(委員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)、(2) (略) (3) 住民又は利用者の代表<u>(以下「住民代表」という。)</u> (4)～(8) (略) (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員<u>(以下「運輸支局」という。)</u> (10)、(11) (略) 会議の運営上必要と認める者 2 (略) 3 (略) 第4条～第6条 (略) (運賃協議会) 第7条 第2条第3項に定める協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。 (1) 会長 (2) 運輸支局 (3) 住民代表のうち市長が指名する者 (庶務) <u>第8条</u> (略)</p>	<p>沼田市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項等) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様<u>及び運賃・料金</u>に関する事項 (2) (略) (3) (略) 2 略 <u>(新設)</u></p> <p>(委員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)、(2) (略) (3) 住民又は利用者の代表 (4)～(8) (略) (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員 (10)、(11) (略) 2 (略) 3 (略) 第4条～第6条 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(庶務) <u>第7条</u> (略)</p>

<p>(その他) <u>第9条</u> (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年10月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年12月1日から施行する。</u></p>	<p>(その他) <u>第8条</u> (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年10月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 月 2 4 日追加

エリア	コード	名称	住所
A	0410	コインランドリーなごみ	高橋場町 2106-2

追加理由

近隣に乗降ポイントが無く、利用に不便を来していた住民からの要望により追加した。

追加（コインランドリーなごみ 高橋場町2106-2）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成



「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」

(一部抜粋)

第三節 乗合バス車両

(適用範囲)

第三十六条 乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(乗降口)

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていること。

(床面)

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

(車椅子スペース)

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

(優先席)

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

(運行情報提供設備等)

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(意思疎通を図るための設備)

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

(基準の適用除外)

第四十三条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 車名及び型式
- 三 車台番号
- 四 使用の本拠の位置
- 五 認定により適用を除外する規定
- 六 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
- 二 第二項の規定による条件に違反したとき。

道路運送法 （一部抜粋）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条の三 略

2 略

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者